政　令

農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百十八号

農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第五項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第八条第四項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「より農業振興地域整備基本方針につき」を「よる」に、「当該基本方針」を「農業振興地域整備基本方針」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市町村の定める農業振興地域整備計画）」を付し、同条第三項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十五条を第十六条とし、第九条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項第五号」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条　市町村は、法第八条第四項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとするときは、その申出書に農業振興地域整備計画を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

附　則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

内閣総理大臣　菅　**直人**

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百十九号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年八月一日とする。

総務大臣　片山　善博

財務大臣　野田　佳彦

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直人**

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第四条第四項において準用する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十九条第七項、同法附則第十一条第一項第一号、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十三条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「（法附則第二条第一項」を「（法附則第二条」に、「公団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条第二号中「第九条及び第十条」を「次条及び第八条」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

（特別債券の形式）

第二条　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）は、記名式で無利札のものとする。

（特別債券の発行の方法）

第三条　特別債券は、これを引き受ける北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに一を限り発行するものとする。

附則に次の四条を加える。

（特別債券の償還の方法）

第四条　特別債券の償還は、一括償還の方法によるものとする。

（特別債券の発行の価額）

第五条　特別債券の発行の価額は、当該特別債券の額面金額とする。

（債券の発行）

第六条　機構は、各特別債券についてその全額の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。

2　各債券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

一　特別債券の名称

二　特別債券の金額

三　特別債券の利率

四　特別債券の償還の方法及び期限

五　利息の支払の方法及び期限

六　管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（特別債券原簿）

第七条　機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿（次項において「特別債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2　特別債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特別債券の発行の年月日

二　特別債券の数及び番号

三　前条第二項各号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「附則第六条」を「附則第七条」に、「附則第七条」を「附則第五条」に改め、同条第三項第二号中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第十二条第一項及び第十七条」を「附則第十一条第一項及び第十六条」に改める。

第九条第一項第三号中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に、「附則第六条第一項第二号ロ」を「附則第四条第一項第二号ロ」に、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項第六号ロ中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改める。

第十三条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条及び第三条を削る。

附則第四条第一項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第五項」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第五条中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に改め、同条を附則第三条とする。